

入札公告

地震・津波県民意識調査委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第7条の規定により公告します。

入札参加を希望する者は、下記により一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を作成してください。

令和6年4月25日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
地震・津波県民意識調査委託業務
- (2) 業務の内容
別紙1 仕様書のとおり
- (3) 履行期限
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、5の(4)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 5の(4)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加の資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) 専門統計調査士、専門社会調査士またはそれに類する統計関連の資格、あるいはこれら資格者と同等以上の知識・経験を有する者が社内におり、その者によって集計及び分析結果のチェックを受ける体制を有する者であること。
- (6) (1) から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県危機管理部南海トラフ地震対策課
電話番号 088-823-9798
F A X 088-823-9253

(2) 交付の方法

ア 手渡しによる交付の場合

入札公告の日から令和6年5月20日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

入札公告の日から令和6年5月20日(月)午後5時までの間に高知県危機管理部南海トラフ地震対策課ホームページ(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>)で交付する。

4 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年5月21日(火)午前11時30分

イ 場所

高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県庁本庁舎地下第3会議室

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

規則第9条及び第10条の規定による

(3) 契約保証金

規則第39条及び第40条の規定による

(4) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和6年5月14日(火)午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 最低制限価格の有無

無

(6) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を

もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) 落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (9) 手続における交渉の有無
無
- (10) 契約書作成の要否
要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (12) 詳細は、入札説明書による